

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

ジチオリン酸O・OージエチルSー「(四ーオキソ	一パーセント未満	O・一パーセント未満
「(四ーオキソ	(略)	(略)
ー・二・三ーベンゾトリ	(略)	(略)
アジンー三(四H)ーイル	(略)	(略)
「メチル」(別名アジンホ	(略)	(略)
スメチル)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
シラン	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)
ジルコニウム化合物	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ピレトラム	(略)	(略)
フェニルイソシアネート	一パーセント未満	O・一パーセント未満
(略)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ブタン	(略)	(略)
二・三ーブタンジオン(別	一パーセント未満	O・一パーセント
名ジアセチル)	(略)	未満
一ーブタンチオール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ペンタン	(略)	(略)
ほう酸	O・三パーセント	O・一パーセント
ほう酸ナトリウム	未満	未満
(略)	(略)	(略)

(新設)	(略)	(略)
ジチオリン酸O・OージエチルSー「(四ーオキソ	(略)	(略)
「(四ーオキソ	(略)	(略)
ー・二・三ーベンゾトリ	(略)	(略)
アジンー三(四H)ーイル	(略)	(略)
「メチル」(別名アジンホ	(略)	(略)
スメチル)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
シラン	(略)	(略)
シリカ	O・一パーセント	O・一パーセント
未満	未満	未満
ジルコニウム化合物	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ピレトラム	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ブタン	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
一ーブタンチオール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ペンタン	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
ほう酸ナトリウム	(略)	(略)

(略)	ホスゲン	(略)	(略)
	ホルトランドセメント	一パーセント未満	一パーセント未満
	(二)ホルミルヒドラジノ	(略)	(略)
	(一)四(五)ニトロ	(略)	(略)
	(二)フリル)チアゾール	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
	一(二)メトキシ	(略)	(略)
	メチルエトキシ	(略)	(略)
	ロパノール	(略)	(略)
	二(メトキシ)ニ(メチル	一パーセント未満	○・一パーセント
	ブタン(別名ターシヤリ		未満
	アミルメチルエーテル)		
	メルカプト酢酸	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
	リフラクトリーセラミック	(略)	(略)
	ファイバー	(略)	(略)
	硫化カルボニル	一パーセント未満	一パーセント未満
	硫化ジメチル	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(略)	ホスゲン	(略)	(略)
	(新設)		
	(二)ホルミルヒドラジノ	(略)	(略)
	(一)四(五)ニトロ	(略)	(略)
	(二)フリル)チアゾール	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
	一(二)メトキシ	(略)	(略)
	メチルエトキシ	(略)	(略)
	ロパノール	(略)	(略)
	(新設)		
	メルカプト酢酸	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
	リフラクトリーセラミック	(略)	(略)
	ファイバー	(略)	(略)
	(新設)		
	硫化ジメチル	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

附 則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第二結晶質シリカの項及び同表シリカの項の改正規定は、公布の日から施行する。